

公的不動産利活用に係る事業者選定審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、梶原四丁目用地を利活用する事業者（以下「事業者」という。）を選定するため、鎌倉市企画等提案型契約審査会条例（以下「条例」という。）第1条に規定する審査会として公的不動産利活用に係る事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、条例第9条の規定に基づきその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の選定に係る募集要項の審議
- (2) 事業者の選定方法及び審査基準の審議
- (3) 審査及び順位の決定
- (4) 最優秀提案者の選定
- (5) その他事業者の選定に必要な事項の審議

(会議の公開)

第3条 会議は、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、この審査会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月13日から施行し、審査会の所掌事務の処理が終了した日に、その効力を失う。